

大田市公告第5号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大田市大田町大田の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称 大田⑩地区地籍図原図及び地籍簿案
2. 閲覧期間 令和4年1月14日から
令和4年2月3日まで 20日間
3. 閲覧場所・時間

場 所	月 日	時 間
大田市役所 建設部事業推進課	1月14日（金）～2月3日（木）	午前9時00分～午後5時00分

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 閲覧は、期間中毎日9時から17時まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。

令和4年1月14日

大田市長 楫野弘和

